

第32号議案

春日市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

春日市議会

議会運営委員会委員長 高 橋 裕 子

提案理由

災害等やむを得ない事由のため、委員会の開会場所に参集することが困難である場合に、オンラインによる方法で委員会を開催すること等について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市議会委員会条例の一部を改正する条例

春日市議会委員会条例(昭和 48 年春日市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(委員会の開催方法の特例)

第 13 条の 2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第 18 条の秘密会は、この限りでない。

- (1) 重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるとき。
 - (2) 公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため委員会を開催する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法で委員会の開会の求めがあるとき。
- 2 前項の場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 16 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の委員長又は委員が、第 13 条の 2 第 2 項の規定により許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書きの規定により発言をオンラインによる方法で行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。